

監事の意見書

(令和元年度 監査報告から抜粋)

1 監査の概要

令和元年度決算については、令和元年度一般会計及び特別会計に関わる収支計算書及び財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書）、附属明細書、財産目録（以下「決算報告書」という。）並びに証憑書類、元帳等帳簿その他関係書類等について、監事全員が分担の上、決算報告書の表示・開示の検討及び元帳等との照合、元帳等帳簿の閲覧・通査、残高証明書・預金通帳・契約書等の証憑との照合、商品・貯蔵品の棚卸立会及び現金実査表の確認、役員及び職員の報告及び説明並びに監事からの質問等を実施し、監事相互に意見交換を行い、会計監査を実施した。

2 監査の結果

収支計算書及び財務諸表（貸借対照表、正味財産増減計算書及びキャッシュ・フロー計算書）、附属明細書、財産目録については、適正に処理されているものと認められた。

なお、令和元年度に、過年度の会費収入に誤謬がある可能性があることが判明したが、当該過年度修正額については、現在、会員数の確認に係る内部管理体制の見直しを含め事実を精査中のため、令和元年度決算報告書に反映していない。

3 意見

(1) 会員数の確認に係る内部管理体制の見直しについて

上記2に記載のとおり、令和元年度に一つの土地家屋調査士会において、過年度の報告法人数に誤りが発見され、会費収入が過大となっている可能性があることが判明した。現在、当該土地家屋調査士会の協力の下、早急に事実を精査中である。

なお、内部管理体制の構築については、誤謬の再発防止策を含め、早急に立案し実行に移すことが求められる。

(2) 最新の公益法人会計基準に準拠する必要があること、また、今後、同会計基準の更なる改正も考えられることから、同会計基準の理解度及び改正内容を適時的確に確認する必要がある。また、同会計基準に基づく会計規則等の改正、同規則等に基づく実務が進められることから、適宜実務の見直しが必要となる可能性がある。これらの作業を的確に行う体制を構築する必要がある。

(3) 関連当事者との取引については、定期的に取り引実績表を正確に作成すること及び決算書等入手して取引内容の確認をすることに留意が必要である。

2 監査の総評

令和元年度監査における会計監査及び業務監査については、前記のとおり慎重かつ厳格に監査を行った。その結果、前述の会員数の把握を除いて、会計は適正であり、業務については適正かつ円滑に処理されたものであることを認める。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響は長期にわたることが予想される。全国の会員やご家族、事務局職員の健康と安心安全を確保するために尽力いただきたい。

そして何より、役員各位におかれては、日々感染への恐怖とストレスの中での会務運営を行っていることと思料している。身の安全を第一に考え会務遂行に当たっていただきたい。

以上